墓石修理等見舞金支給の申請期限が 近づいています

平成30年北海道胆振東部地震で被災を受けた町内墓地の使用者に対し、墓石修理等見舞金を支給していますが、申請はお済みでしょうか。

申請の有無につきまして、いま一度ご確認いただき、まだお済みでない方は<u>3月31日</u>(水が締め切りとなっていますので、早急に申請をお願いします(一度申請された方は対象となりませんのでご注意ください)。

申請方法などご不明な点がありましたら、下記までご連絡・ご相談ください。

問合せ

税務住民課住民生活グループ ☎ ② 2940

眼底検査受診費用の一部を 助成します

町では、希望者に眼底検査を医療機関で受けた費用の一部を助成します。

対象者

満40歳以上(昭和57年3月31日以前に出生された方)で、今年度の健診や通院により眼底検査を受けた方は除きます。

受診方法

- ①「眼底検査受診御依頼書」と「安平町眼底検査費用助成交付申請書」の交付を受ける。
- ②「眼底検査受診御依頼書」を自分で選んだ眼科医療機関へ提出、検査を受けて検査料金を医療機関で支払い、領収書を発行してもらう。
 - ※「健診」扱いになるので、保険証は使えません。
- ③「安平町眼底検査費用助成交付申請書」に記載し、②の領収書を郵送、または窓口へ提出して費用の助成手続きを行う。
 - ※助成額は5,038円が上限です。

助成期間

1月1日出から3月31日休までに受診した検査が助成の対象となります。

助成申請手続き期限

4月15日金まで

問合せ(ご不明な点は下記までご連絡ください)

健康福祉課健康推進グループ ☎ 29 7071



